

平成 16 年 11 月 5 日

新潟県中越地震被災者の皆さまに対する
「災害復旧支援資金」融資の取り扱い開始について

株式会社東京三菱銀行（頭取 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄）は、本日より、新潟県中越地震により被害を受けられた被災者の皆さまに対する「災害復旧支援資金」融資を以下の通りお取り扱いすることといたしました。

1. 法人被災者向け

- (1) 対象先 今回の地震により被害を受けた事業法人のお客さま
〔 新規にお取引を開始いただくお客さまは、所定の審査に必要な書類等をご提出いただきます。なお、被災（罹災）証明のご提出は不要です。 〕
- (2) 金 額 30 百万円以内
- (3) 金 利 1.375% ~
- (4) 期 間 5 年以内（元金均等返済、据置期間 1 年以内）
- (5) お問合せ先 東京三菱銀行新潟支社（025 - 223 - 5163）

2. 個人被災者向け

- (1) 対象先 今回の地震により被害を受けた個人のお客さま
〔 お申込みに際しましては、所定の審査に必要な書類等をご提出いただきます。 〕
- (2) 対象商品ならびにお取り扱い内容
- a. 住宅ローン・リフォームローン（有担保）金利優遇
お借入れ期間中全期間、店頭レートより一律 0.7%優遇
（お申込みに際しましては、被災（罹災）証明のご提出が必要です）
- b. 目的別ローン（無担保ローン）金利優遇
お借入れ期間中全期間、店頭レートより一律 1.0%優遇
（お申込みに際しましては、被災（罹災）証明のご提出は不要です）
- (3) お問合せ先 東京三菱銀行新潟支店（025 - 223 - 5162）

以 上

照会先：広報室 次長 服部 03 - 3240 - 2950